

○建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件

平成十四年八月二十日国土交通省告示第七百二十七号

最終改正 平成二十八年一月二十九日消費者庁・国土交通省告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第五条第一項の規定に基づき、建設住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第五条第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 新築住宅

- イ 規則第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書(当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合であって、当該住宅に係る設計住宅性能評価に要したものに限る。)
- ロ 当該住宅の建設住宅性能評価において用いるべき評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号)第四の二(3)の施工状況報告書の様式
- ハ 当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価書又はその写し(規則第五条第一項に規定する変更建設住宅性能評価の申請をしようとする場合であって、当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。)

二 既存住宅

- イ 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- ロ 規則第一条第七号に掲げる住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- ハ 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- ニ 評価方法基準第4の3(1)ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、規則第十五条第一号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類

附 則 (平成一八年二月二三日国土交通省告示第三〇八号)

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月二四日／消費者庁／国土交通省／告示第二号）

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十九日／消費者庁／国土交通省／告示第二号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。